最低賃金水準額について

第３条関係

市が、「富士見市の契約に係る労働環境の確認に関する要綱」第３条に基づき定める額は、以下のとおりとする。

１．業務委託契約又は指定管理協定

埼玉県において決定された最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）第９条第１項に規定する地域別最低賃金として定められた最低賃金額（同法第３条に規定する最低賃金額をいう。）を参考とした額

時間単価＝１，１９６円

２．工事請負契約

農林水産省及び国土交通省が毎年度決定する「公共工事設計労務単価」（埼玉県）に０．８を乗じた額

＊ただし、令和８年１０月１日以降に入札公告、指名通知又は募集する案件から適用する。